

生活衛生対策について

健康局生活衛生課

生活衛生関係の予算等の対応
(震災直後から平成24年度概算要求まで)

平成24年1月20日
厚生労働省健康局
生活衛生課

| | 予算額 (百万円) | 融 資 | 予算額 (百万円) | 補助金 | 備考 |
|-----------------------------|--------------|--|--------------|--|---------------------------------------|
| 震災直後の対応 | | - 災害貸付の特別措置(利率の引き下げ等)(3月12日閣議決定) | | | ・旅館・ホテル等への被災者の受入に係る災害救助法適用通知(3月24日発出) |
| | | - 返済猶予等既往債務の条件変更など弾力運用(3月11日事務連絡発出) | | | ・訪問理容・美容の特例通知(4月22日発出) 等 |
| | | - セーフティネット貸付の金利引き下げの延長(4月1日から延長) | | | |
| 平成23年度当初予算 (3月29日成立) | 1,532 | 株式会社日本政策金融公庫補給金 | 724 | 生活衛生関係営業対策事業費補助金 審査評価会の審査を経て内示 (7月7日、9月9日) ・「被災業者による被災者支援プログラム」の創設 ・「公衆浴場の確保特別措置法」を適用し、公衆浴場施設改修費を 健康・福祉改善事業に追加(11月27日要綱改正)(補助率:1/2) | |
| | | - 振興事業促進支援融資制度の創設 (振興貸付利率から0.15%金利引き下げの措置) | | | |
| 第1次補正予算 (5月2日成立) | 2,114 | 東日本大震災復興特別貸付の創設 (5月23日受け付け開始) | | 火葬場(施設)の災害復旧に関する補助 (補助率:1/2→2/3) | 保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 (5月2日施行) |
| | | - 生活衛生経営改善貸付の拡充 (5月23日受け付け開始) | | 理容師・美容師養成施設の災害復旧に関する補助を創設 (補助率:1/2) | 〃 |
| | | - 東日本大震災復興特別貸付の実質無利子化(利子補給制度) (8月22日から受け付け開始) | | 仮設店舗の整備(中小企業庁実施) | |
| 第2次補正予算 (7月25日成立) | | - 二重ローン対策 (8月8日岩手県と基本合意。10月上旬相談受け付けを開始。その他の 県は調整中) | | | |
| 第3次補正予算 (11月21日成立) | 3,131 | 東日本大震災復興特別貸付の延長 | 233 | 被災した生活衛生関係業者への支援(生活衛生関係営業等対策 事業補助金) | |
| | | 円高対策として、業況悪化の場合の金利引き下げや設備資金の貸付利 率の引き下げ | | 火葬場(設備)の災害復旧に関する補助の追加 (補助率:定額) | 保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 (11月21日施行) |
| 平成24年度予算(案) (12月26日閣議決定) | 1,538 | 日本政策金融公庫補給金 貸付制度の改善 ・振興計画に基づき営業を行う者に対する特別利率適用施設設備の 拡充(自家用発電設備等省エネ 設備品目の追加) | 797 | 生活衛生関係営業対策事業費補助金(対前年度110.0%) ・全国センターのシンクタンク機能の強化 ・組合や連合会の行う衛生対策・振興事業の支援 ・都道府県生活衛生営業指導センターの経営指導員の人件費に ついては、事業評価等の結果を踏まえ、20%の範囲内で削減 | 【その他】 環境衛生監視員研修(仮称)の創設【1.5百万円】 |
| | | 保全別金利導入の円滑実施に資する衛経の条件緩和 | 135 | 東日本大震災復興・復興にかかる経費【復旧・復興枠】 ・被災した生活衛生関係業者への営業再開支援 | |

新規に開設等する生活衛生関係営業者に対する生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に係る情報提供について

(平成23年7月26日健衛発0726第1号健康局生活衛生課長通知)

✓ 生活衛生同業組合の役割

- ・ 振興計画を策定し、生活衛生関係営業の諸課題に対応した振興方策を示す
- ・ 衛生施設の維持・改善向上・経営の健全化に向けて組合員を指導

✓ 生活衛生同業組合に加入する組合員への優遇措置

- ・ 株式会社日本政策金融公庫による低利融資
- ・ 福利厚生、共済事業等の利用
- ・ 特別償却、固定資産税の減免

組合への加入、非加入は、各営業者の任意であります。また、生衛法の趣旨、組合の活動内容等を詳しく知らない新規開設者等がいることも考えられる

お願い事項

- 営業者に対して、主に次の際に、生衛法の趣旨、関係する組合の内容、所在地、連絡先等について、別添の内容を含む資料を用いるなどして、情報提供をお願いしたい。
 - ・ 都道府県(保健所)への営業の許可申請、届出に際して、
 - ・ 一般融資に当たっての都道府県(又は都道府県の委託を受けた都道府県生活衛生営業指導センター)が推薦書の発行申込みを受けた際に、
 - ・ その他生活衛生関係営業者に対する研修会を実施するなどの際

情報提供内容(例)

－ 生衛法と生活衛生同業組合の意義、組合員が受けられる優遇措置 －

1. 生活衛生関係営業とは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(生衛法)に規定される営業です。
 - (1) 生衛法は、衛生施設の改善向上と経営の健全化等を通じて、衛生水準の維持向上を図り、国民生活の安定に寄与することを目的としています。
 - (2) 生活衛生関係営業は、国民の日常生活に大変深いかわりのあるサービスや商品を提供して、安全・安心で豊かな生活に重要な役割を担っています。
 - (3) お店の経営の安定化を図り、清潔で衛生的なお店づくりを目指すことは、お客様に安心感を与えることとなります。
 - (4) 営業施設の衛生基準を守り、経営の健全化と業界の振興を推進するために、生活衛生同業組合が業種ごとに組織されます。
2. 組合は法律に基づく営業者の自主的な活動団体であり、主に次のような事業を行っています。
 - (1) 組合員に対する衛生施設の維持や改善、経営の健全化に対する指導
 - (2) 営業施設の整備改善や、経営の健全化のための資金の斡旋
 - (3) 組合員の営業に関する技能の改善向上のための事業
 - (4) 組合員の福利厚生に関する事業
 - (5) 組合員の共済に関する事業

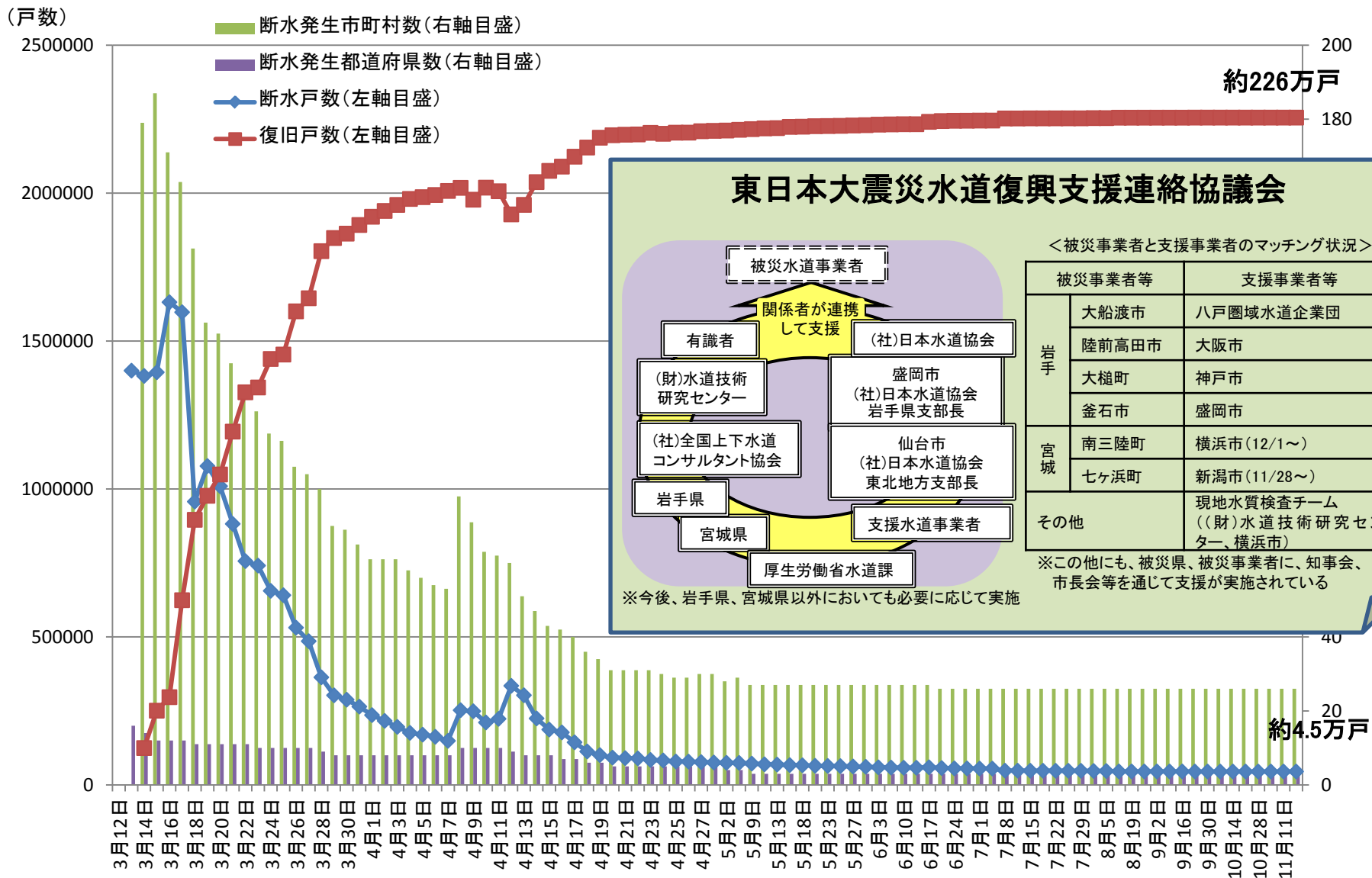
営業者は自由に同じ業種に該当する組合に加入することができます。組合では情報の交換や技能の向上、融資の相談をはじめ、各種レクレーションなど活発な活動をしています。

組合を通じて、行政からの様々な情報や、食中毒、新型インフルエンザ、ノロウイルスやレジオネラ症などその時々で営業上重要な衛生対策に関するパンフレットなどを得ることができます。

3. 生活衛生同業組合に加入すると、株式会社日本政策金融公庫の「生活衛生融資」が有利な条件で利用できます。
 - 融資限度額が大きい
 - 貸付期間が長い
 - 金利が低い
 - 無担保、無保証人の「生活衛生改善貸付」の融資制度がある
 - 振興事業促進支援融資制度の利用で、さらに0.15%金利低減あり 等

「水道ビジョン」の推進に向けた 取り組みについて

東日本大震災における水道の被害(断水)・復旧状況



約226万戸

約4.5万戸

水道の東日本大震災復旧・復興関連予算

平成23年度予算

【1次補正】

○災害復旧費（補助金）：160億円

→平成23年度中に本復旧工事に着手できる水道施設の復旧費（H23.3末時点の被害報告より計上）

〔補助率〕

80/100～90/100（財政援助法による嵩上げ）

【3次補正】

○災害復旧費（補助金）：303億円

→平成23年度中に本復旧工事に着手できる水道施設の復旧費（H23.7時点の被害報告を踏まえた追加措置）

〔補助率〕1次補正と同様

○被災状況調査費：1.2億円

→津波により甚大な被害を受けた水道施設の復旧に向けた被災状況調査委託費（実施主体：国）

平成24年度予算（案）

【当初予算】

○災害復旧費（補助金）：200億円

→主に津波による甚大な被害から、都市計画の見直しを要するなど、平成23年度中に本復旧工事に着手が見込めない地域での水道施設の復旧費

〔補助率〕H23年度補正予算と同様

○防災対策費（補助金）：201億円

→東日本大震災を教訓として、東海地震や東南海・南海地震など、大地震の切迫性が高いと想定される地域での水道の耐震化を促進する経費

〔対象事業〕

簡易水道：簡易水道再編推進事業及び生活基盤近代化事業のうち、耐震化関連メニュー

上水道：ライフライン機能強化等事業

〔補助率〕

1/2、4/10、1/3、1/4（現行補助制度と同様）

水道水の放射性物質汚染への対応

水道水の摂取制限等について

水道水中の放射性物質の指標等を超過した時には、厚生労働省より、水道事業者に対して、摂取制限等を要請（放射性ヨウ素300Bq/kg（乳児は100Bq/kg）、放射性セシウム200Bq/kg）（指標等は3月19日及び3月21日に関係者宛通知）

摂取制限等実施状況

- ・乳児による摂取制限は3月21日から5月10日にかけて20事業（地域）で実施。そのうち福島県飯舘村を除く19事業（地域）は4月1日までに制限を解除。
- ・一般による摂取制限は3月21日から4月1日に福島県飯舘村で実施。
- ・福島県飯舘村で乳児による摂取制限を解除（5月10日）して以降、乳児または一般における摂取制限を行っている地域はない。

放射性物質対策検討会中間取りまとめ

水道水中の放射性物質対策について審議。6月21日に中間取りまとめを公表。

6月30日にモニタリング方針を一部改正。

（中間取りまとめの内容）

- ・東電福島第一原発から大量の放射性物質が再度放出されない限り、**摂取制限等の対応を必要とするような水道水への影響が現れる蓋然性低い。**
- ・事故後初めて（当時）の**台風襲来時期に備え、モニタリングを継続実施。**

指標の見直し

食品衛生法（飲料水）の暫定規制値の見直しに合わせて、放射性物質に関する指標、モニタリング方法、超過時の対応等をH24.4.1に見直し予定（パブコメ実施中）。

- ・セシウム134及び137の合計で10Bq/kg
- ・衛生上必要な措置に関する水道施設の管理目標とする。

モニタリングの実施

モニタリング方針（4月4日公表）に基づき、福島県及び近隣10都県を重点区域として、1週間に1回以上検査を実施。（東電福島第一原発事故後最初のモニタリングは3月16日）

- ・放射性ヨウ素は、3月16日から24日までに濃度のピークが見られ、3月下旬以降減少。
- ・放射性セシウムは、放射性ヨウ素と比較して低濃度。
- ・**いずれも4月以降は全域で検出限界値未満又は微量濃度の検出のみ。**

※東電福島第一原発周辺の地下水（井戸水を含む）のモニタリングについては、総合モニタリング計画により環境省、福島県が実施。

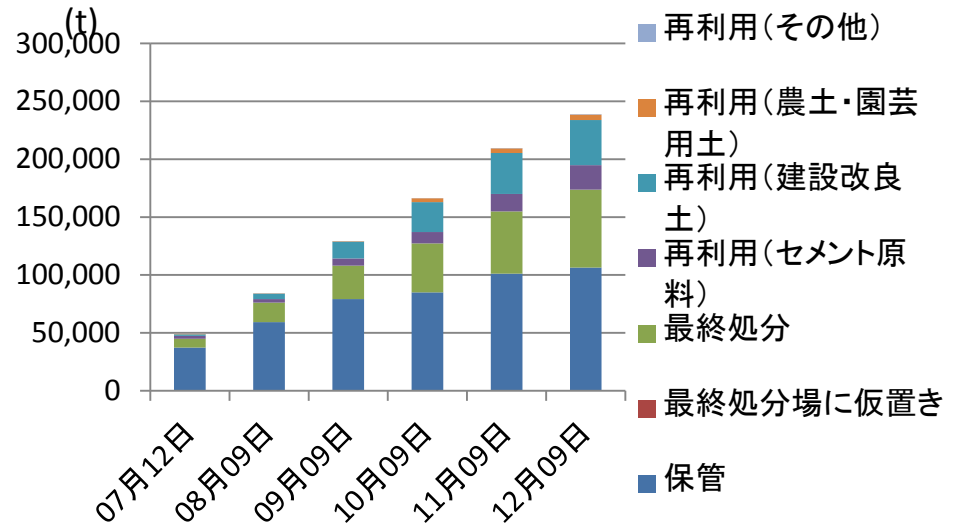
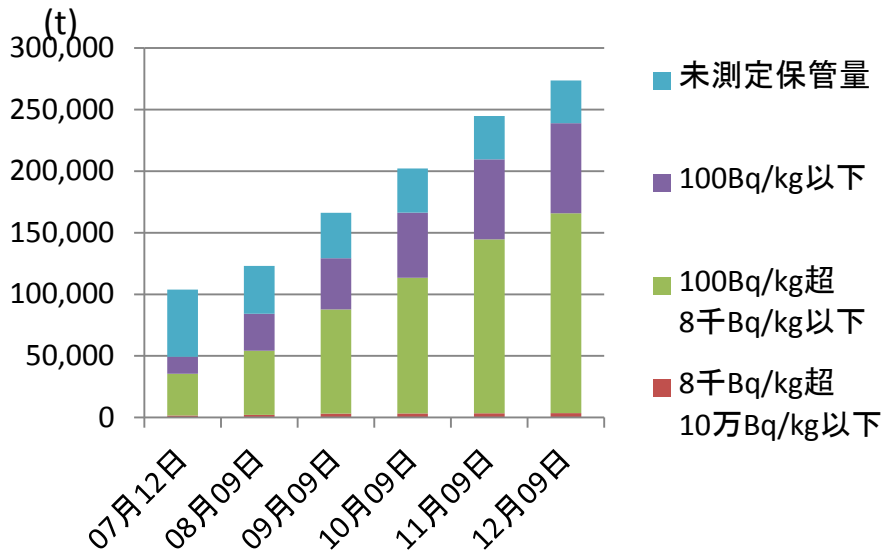
※旧緊急時避難準備区域（南相馬市、田村市、川内村、広野町、楢葉町）の飲用の井戸水等のモニタリングは、環境省、原子力災害現地対策本部、文部科学省が実施。

測定マニュアルの策定

水道水・水道原水中の放射能測定を行うマニュアルを策定（10月12日）

浄水発生土の放射性物質汚染への対応

12月9日時点



放射性物質汚染対処特措法

放射性物質により汚染された廃棄物の処理

- ① 環境大臣は、その地域内の廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されているおそれがある地域を指定
- ② 環境大臣は、①の地域における廃棄物の処理等に関する計画を策定
- ③ 環境大臣は、①の地域外の廃棄物であって放射性物質による汚染状態が一定の基準を超えるものについて指定
- ④ ①の地域内の廃棄物及び③の指定を受けた廃棄物(特定廃棄物)の処理は、国が実施
- ⑤ ④以外の汚染レベルの低い廃棄物の処理については、廃棄物処理法の規定を適用
- ⑥ ④の廃棄物の不法投棄等を禁止

一定の基準
8千Bq/kg

原子力損害賠償制度

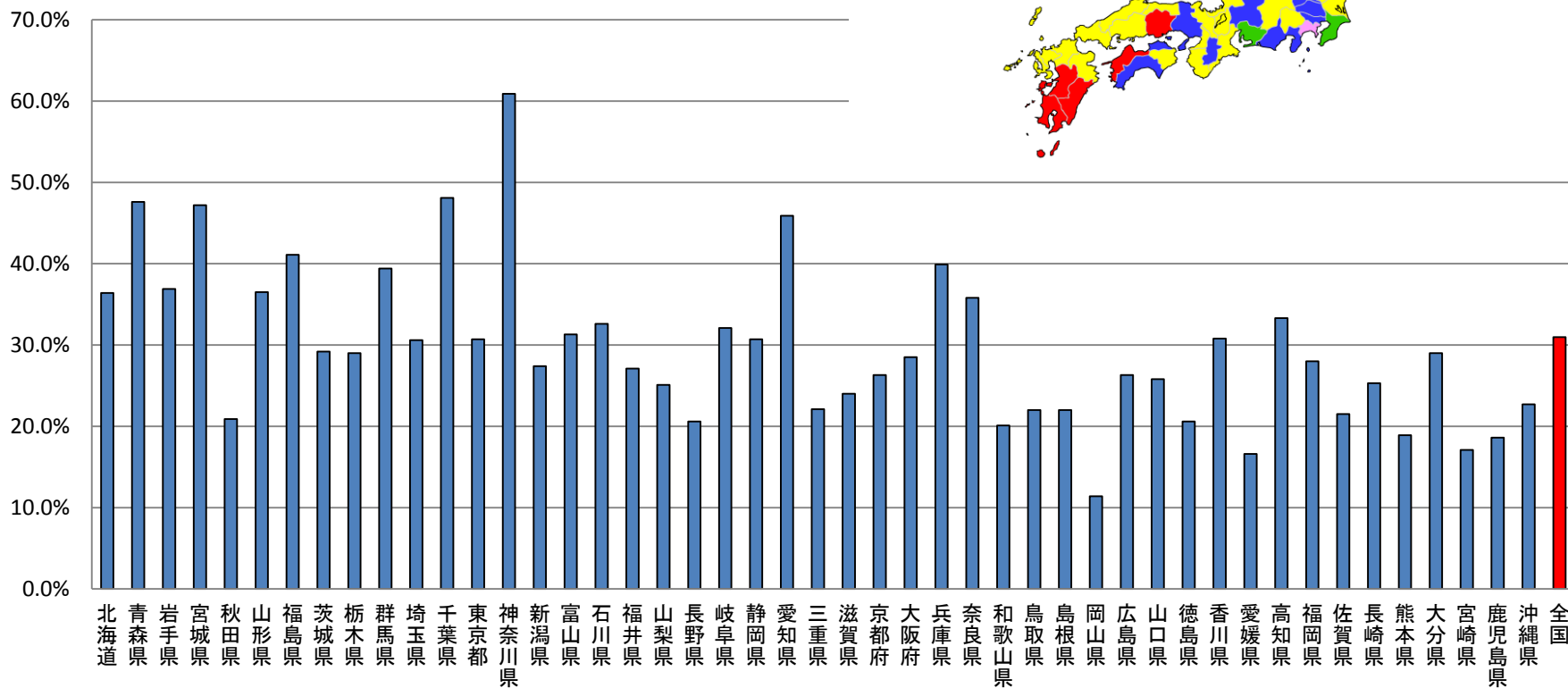
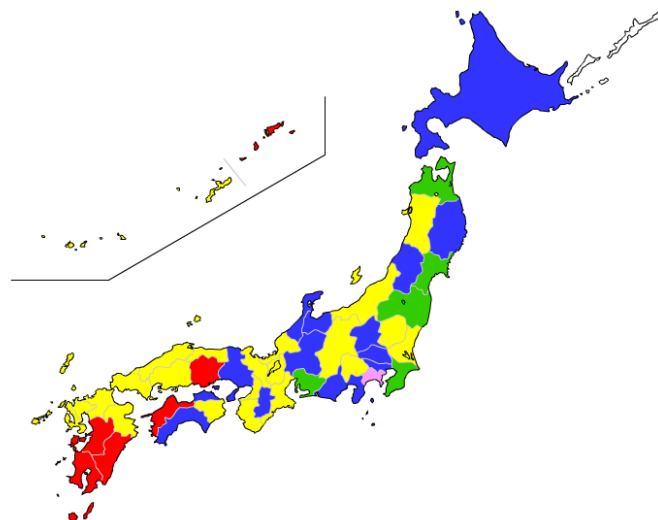
- 「原子力損害の賠償に関する法律」(原賠法)に基づき、8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」策定。
- 中間指針において、東京電力が賠償すべき損害を類型化。
 - ✓ 水、浄水発生土の検査費用
 - ✓ 浄水発生土の処分費用

等

水道基幹管路の耐震適合率(平成22年度)

【全国値】 (21年度) (22年度)
30.3% → 31.0%
 前年度からの伸びはわずか0.7ポイント

耐震適合率
 20%未満
 20%以上30%未満
 30%以上40%未満
 40%以上50%未満
 50%以上



新水道ビジョンの策定

【現行】水道ビジョン

今世紀半ば我が国水道のあるべき姿

長期的な政策目標

- 安心** • すべての国民が安心しておいしく飲める水道水の供給
- 安定** • いつでもどこでも安定的に生活用水を確保
- 持続** • 持続: 需要者ニーズを踏まえた給水サービスの充実
 - 水道文化・技術の継承と発展
 - 地域特性にあった経営基盤の強化
- 環境** • 環境保全への貢献
- 国際** • 我が国の経験の海外移転による国際貢献

【新】水道ビジョン

- 本年度から検討会を設け検討を開始
- 24年度中に新たな水道ビジョンを策定

新水道ビジョンの視点

- ◆ 50年、100年先を見据え、課題解決の方向性を示す
- ◆ 国、都道府県、水道事業者の役割分担を明確に示す
- ◆ 東日本大震災を踏まえ危機管理のあり方を検討
- ◆ 老朽化に対する更新需要、人口減少への対応も踏まえ、アセットマネジメントを活用
- ◆ 住民等への適切な説明方策の検討
- ◆ 使用エネルギーの低減、国際協力・国際展開のあり方等の検討

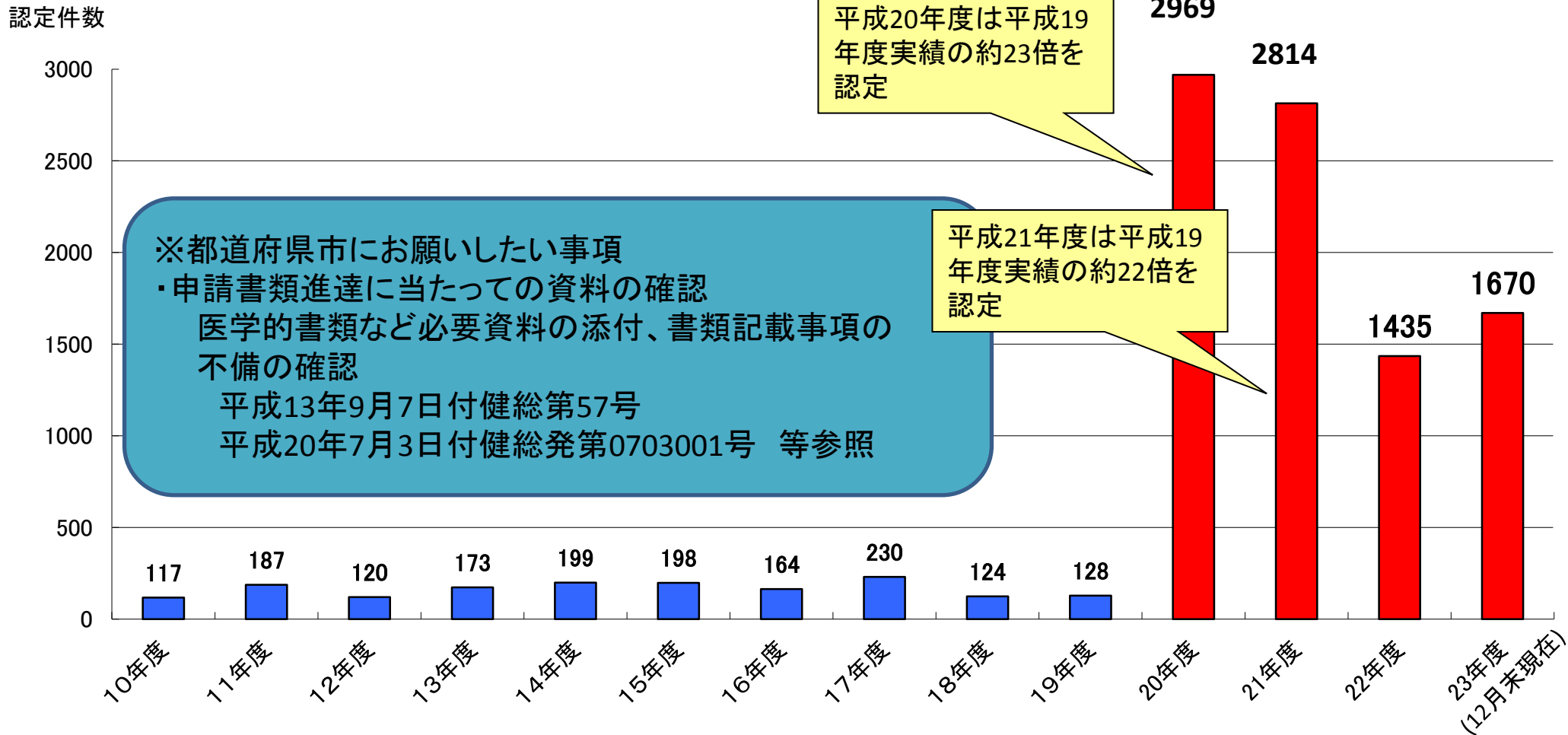
原爆被爆者対策について

健康局総務課

原子爆弾被爆者援護対策室

原爆症の認定件数

・平成20年4月以降、23年12月までで、合計8,888件を認定



原爆症認定制度の在り方に関する検討会について

目的

原爆症認定制度については、平成21年12月に成立した「原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律」の附則において、原爆症認定制度の在り方について検討する旨が規定され、平成22年8月に、内閣総理大臣から原爆症認定制度の見直しの検討を進めることが表明されたところである。

これを踏まえ、原爆症認定制度の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとするため、厚生労働大臣の主催により、学識経験者及び関係団体等の有識者からなる「原爆症認定制度の在り方に関する検討会」を開催する。

※平成22年12月からこれまでに計7回開催。

構成員

- | | | | |
|--------|----------------|----------|-------------------|
| ・口井 史男 | 弁護士 | ・田中 熙巳 | 日本原水爆被害者団体協議会事務局長 |
| ・石 弘光 | 一橋大学名誉教授 | ・三藤 義文 | 長崎市副市長 |
| ・草間 朋子 | 大分県立看護科学大学学長 | ・坪井 直 | 日本原水爆被害者団体協議会代表委員 |
| ・潮谷 義子 | 長崎国際大学学長 | ・長瀧 重信 | (財)放射線影響研究所元理事長 |
| ・神野 直彦 | 東京大学名誉教授 | ・佐々木 敦朗 | 広島市副市長 |
| ・高橋 滋 | 一橋大学大学院法学研究科教授 | ・森 亘(座長) | 東京大学名誉教授 |
| ・高橋 進 | 株式会社日本総合研究所理事長 | ・山崎 泰彦 | 神奈川県立保健福祉大学名誉教授 |

原爆諸手当一覧

| 手当の種類 | 平成23年度支給単価 | | 支給要件 | |
|-----------|------------|-----------|--|---|
| 医療特別手当 | 月額 | 136,890 円 | 原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、まだその病気やけがの治っていない人 | |
| 特別手当 | 月額 | 50,550 円 | 原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現在はその病気やけがが治った人 | |
| 原子爆弾小頭症手当 | 月額 | 47,110 円 | 原子爆弾の放射能が原因で小頭症の状態にある人 | |
| 健康管理手当 | 月額 | 33,670 円 | 高血圧性心疾患等の循環器機能障害のほか、運動器機能障害、視機能障害(白内障)、造血機能障害、肝臓機能障害、内分泌腺機能障害等 11 障害のいずれかを伴う病気にかかっている人 | |
| 保健手当 | 月額 | 16,880 円 | 2 km以内で直接被爆した人と当時その人の胎児だった人 身障手帳 1 級から 3 級程度の身体障害、ケロイドのある人又は70歳以上の身寄りのない単身居宅生活者 | |
| | 月額 | 33,670 円 | | |
| 介護手当 | 月額 | 重度 | 104,530 円 以内 | 精神上又は身体上の障害のために費用を支出して身のまわりの世話をする人を雇った場合 (重度：身障手帳 1 級及び 2 級の一部程度、中度：身障手帳 2 級の一部及び 3 級程度) |
| | | 中度 | 69,680 円 以内 | |
| 家族介護手当 | 月額 | 21,500 円 | 重度の障害のある人で、費用を出さずに身のまわりの世話をうけている場合(身障手帳 1 級及び 2 級の一部程度) | |
| 葬祭料 | | 201,000 円 | 原爆の影響の関連により死亡した被爆者の葬祭を行う人に支給 | |

※平成24年度支給単価については、平成23年の消費者物価指数の下落に伴い、平成24年4月から支給額を改定する予定。

また、これまで年金と連動して同スライド措置が採られたことによる物価スライド特例分について、年金と同様に、手当額を本来の水準に計画的に引き下げる予定。

(平成24年度から26年度の3年間で解消し、平成24年10月から0.6%引下げ)。

健康局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

| 施策事項(資料ページ) | 所管課室 | 担当係 | 担当者 | 内線 |
|-----------------------|-------------|---------|-----|------|
| 感染症対策について | 結核感染症課 | 総務係 | 清水 | 2372 |
| 肝炎対策について | 肝炎対策推進室 | 肝炎対策指導係 | 西塔 | 2948 |
| がん対策について | がん対策推進室 | がん対策調整係 | 押木 | 2946 |
| 移植対策について | 臓器移植対策室 | 移植普及係 | 元村 | 2365 |
| 疾病対策について | 疾病対策課 | 総務係 | 田代 | 2352 |
| 生活習慣病対策について | 生活習慣病対策室 | 調査総務係 | 友永 | 2342 |
| 地域保健対策について | 地域保健室・保健指導室 | 保健指導係 | 鈴木 | 2398 |
| 生活衛生対策について | 生活衛生課 | 総務係 | 原渕 | 2436 |
| 「水道ビジョン」の推進に向けた取組について | 水道課 | 総務係 | 水谷 | 4025 |
| 原爆被爆者対策について | 総務課 | 総務係 | 吉岡 | 2312 |